



島根県報

令和6年1月23日（火）

第 4 8 3 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

地域森林計画の樹立	（森 林 整 備 課）	2
地域森林計画の変更	（ ” ）	2
保安林の指定（3件）	（ ” ）	2
保安林の指定施業要件の変更	（ ” ）	4

【公 告】

公共測量の実施	（技 術 管 理 課）	5
土地区画整理組合の事業計画の変更の認可	（都 市 計 画 課）	5

【特定調達公告】

令和6年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の落札者等	（道 路 維 持 課）	6
----------------------------	-------------	---

告 示

島根県告示第47号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画を樹立したので、同法第6条第7項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年1月23日

島根県知事 丸 山 達 也

森林計画区の名称	縦覧に供する関係書類の名称	縦 覧 場 所
高津川森林計画区 (益田市、津和野町、吉賀町)	高津川地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県西部農林水産振興センター益田事務所

島根県告示第48号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定により地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により公表し、関係書類を縦覧に供する。

令和6年1月23日

島根県知事 丸 山 達 也

森林計画区の名称	縦覧に供する関係書類の名称	縦 覧 場 所
江の川下流森林計画区 (浜田市、江津市、大田市、川本町、美郷町、邑南町)	江の川下流地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県西部農林水産振興センター 島根県西部農林水産振興センター県央事務所
斐伊川森林計画区 (松江市、安来市、雲南市、奥出雲町、飯南町、出雲市)	斐伊川地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県東部農林水産振興センター 島根県東部農林水産振興センター雲南事務所 島根県東部農林水産振興センター出雲事務所
隠岐森林計画区 (隠岐の島町、海士町、西ノ島町、知夫村)	隠岐地域森林計画書 森林計画図	島根県農林水産部森林整備課 島根県隠岐支庁農林水産局

島根県告示第49号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年1月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

松江市八雲町東岩坂2495、3253、3267

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

八雲町東岩坂2495・3253・3267（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第50号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年1月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

安来市田頼町字車山1624、1625－1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字車山1624・1625－1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第51号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年1月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林の所在場所

飯石郡飯南町小田965－1、967－1、1469

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

小田965-1・967-1・1469（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第52号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により保安林の指定施業要件を変更するので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和6年1月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大田市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐は、択伐による。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
大田市（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (7) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について中国四国農政局宍道湖西岸農地整備事業所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和6年1月23日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量、路線測量）
- 2 作業期間
令和6年1月22日から同年3月6日まで
- 3 作業地域
出雲市灘分町地内

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により公告する。

令和6年1月23日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 土地区画整理組合の名称
江津市蛭子北土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成30年12月28日から令和6年3月31日まで
- 3 施行地区
江津市嘉久志町の一部
- 4 事務所の所在地
江津市嘉久志町イ1436番地
- 5 設立認可の年月日

平成30年12月28日

6 変更認可の年月日

令和6年1月23日

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和6年1月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

- (1) 除雪トラック（7 t級） 1台
- (2) 除雪トラック（4 t級） 1台
- (3) 除雪トラック（4 t級） 1台
- (4) 除雪トラック（2 t級） 1台
- (5) 除雪グレーダ（3.7m級） 1台
- (6) 除雪グレーダ（3.1m級） 1台
- (7) 除雪グレーダ（3.1m級） 1台
- (8) 除雪グレーダ（3.1m級） 1台
- (9) 除雪グレーダ（3.1m級） 1台
- (10) 除雪グレーダ（3.1m級） 1台
- (11) 除雪グレーダ（3.1m級） 1台
- (12) 除雪ドーザ（11 t級 マルチプラウ） 1台
- (13) ロータリ除雪車（2.2m） 1台

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県土木部道路維持課 島根県松江市殿町8番地

3 落札者を決定した日

令和5年12月15日

4 落札者の氏名及び住所

1 (1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8)、(9)、(10)、(11)、(12)及び(13)：株式会社原商 代表取締役 秀浦 義久 島根県松江市宍道町白石81番地10

1 (5)：コマツ山陰株式会社松江支店 支店長 高木 孝二 島根県松江市東津田町1266番地1

5 落札金額

1 (1)：38,830,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

1 (2)：19,910,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

1 (3)：19,910,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

1 (4)：14,960,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

1 (5)：39,600,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

1 (6)：22,660,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

1 (7)：22,660,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

1 (8)：22,660,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

1 (9) : 22,660,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

1 (10) : 22,660,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

1 (11) : 22,660,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

1 (12) : 20,900,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

1 (13) : 56,980,000円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例公告を行った日

令和5年11月14日